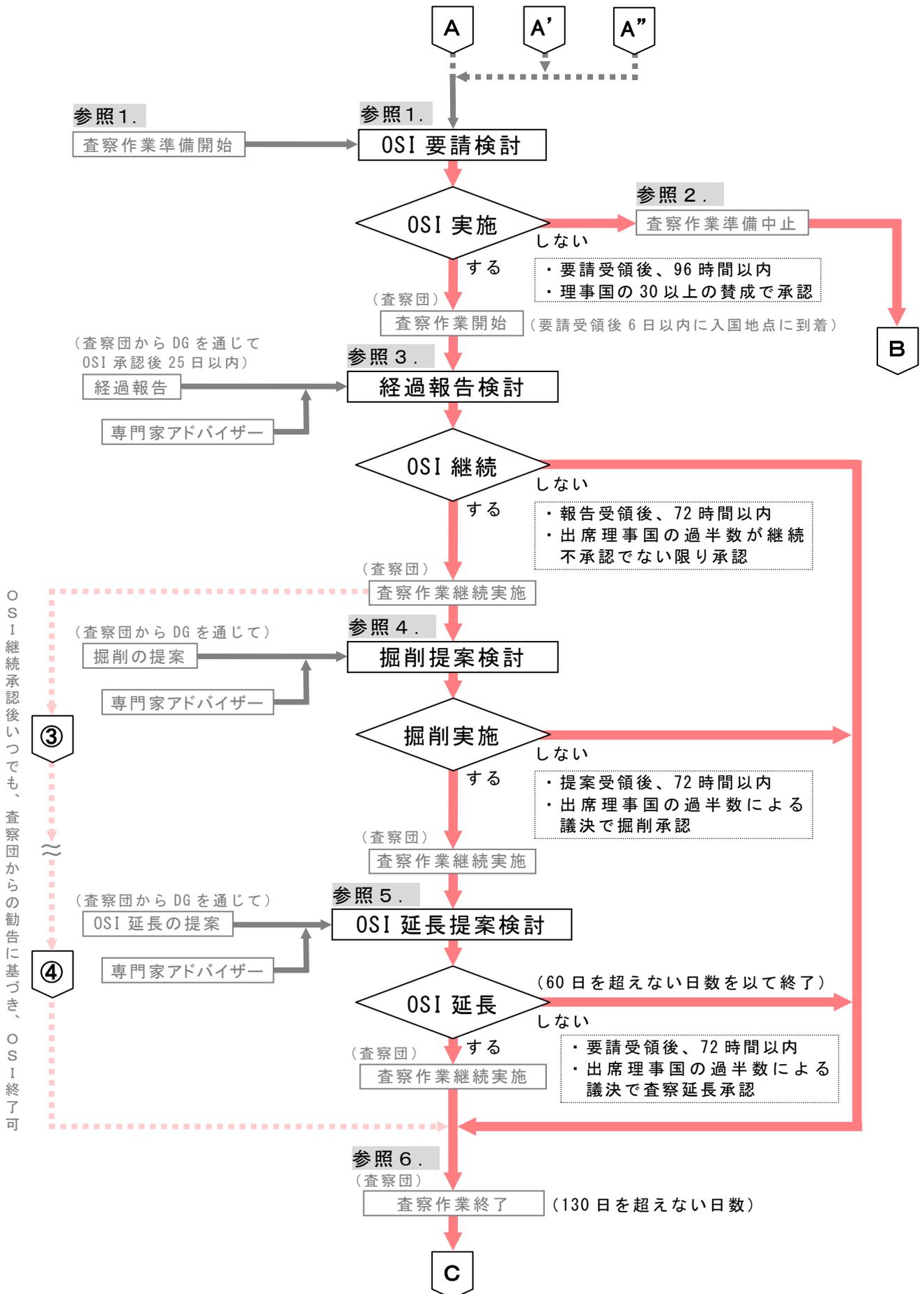
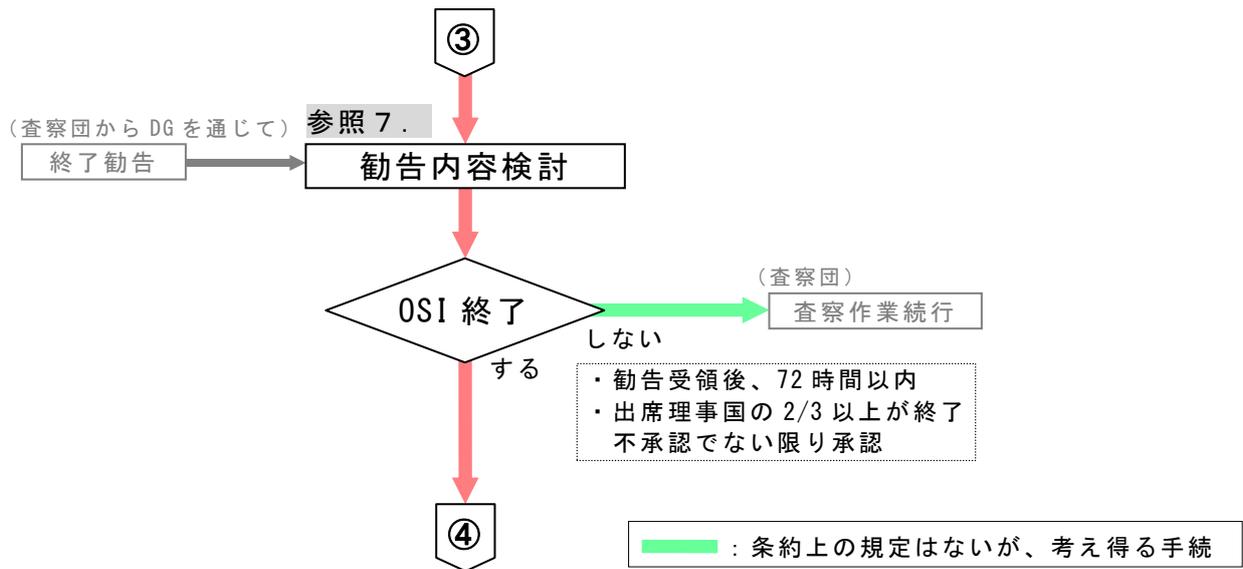


CTBT 検証制度における執行理事会の役割

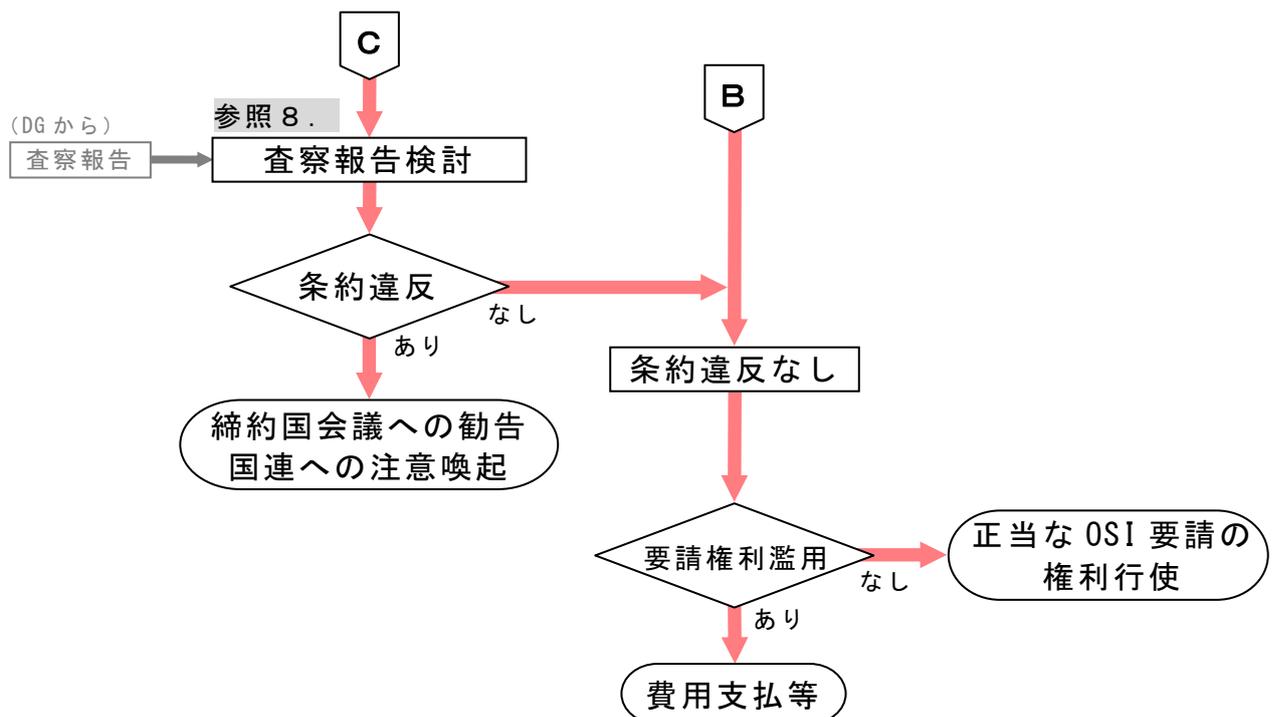
～OSI 要請検討から査察作業終了までの流れ～



※OSI 継続承認後いつでも



～査察作業終了後の流れ～



CTBT 検証制度における執行理事会の役割 (留意事項)

一般事項：検証制度における執行理事会

- (1) 執行理事会は、条約の遵守状況を検証する検証制度の根幹をなす現地査察（OSI）の発動、OSIの継続・終了及び査察作業を通して確認し、検証した査察結果について検討する義務を負う（流れ図の◇部分が、執行理事会によるOSIに係る判断の分岐点となる決定事項である）。
- (2) 条約第2条29に基づき、日本は優先的に執行理事会の理事国となる。ウィーン代表部大使が理事国としての代表（第2条30）。なお、国内に国内当局を設置し（第3条4）、条約発効までの間、軍備管理軍縮課が暫定国内当局としてCTBTO及び他の締約国との連絡窓口となる。
- (3) 執行理事会においては1理事国1票の投票権を持つ（第2条35）ことから、関係国との連携が重要である（検証制度の有効性及び信頼性は、流れ図の◇部分に示した執行理事会における決定に依存する。執行理事会の過半数が原子力分野の開発途上国であるところ、自国の責任において査察結果等から条約の遵守状況を判断できる理事国を増やす必要があり、また、観測結果及び査察結果から核爆発実験が行われたか否かの結論を導くガイドラインを早急に策定する必要がある。検証制度における自然科学的な観点からの整備だけでなく、得られた事実（例えばOSIにおいて）を根拠とした審議及び判断を行うことが、有効な機能を備えた検証制度となる）。
- (4) 執行理事会における検討及び決定の根拠は、(イ)国際データセンター（IDC）から提供されるデータ（国際監視制度（IMS）の観測データ及び条約議定書の附属書二にいう収集したIMS観測データの解析・評価結果（「標準的な資料」）等）、(ロ)これに基づく各理事国の解析結果、及び(ハ)OSIにおける査察結果であり、また執行理事会は迅速な判断を要する。
- (5) 執行理事会において核爆発に対する疑惑を解消する判断（OSIを承認しない等）を行った場合は、以後に確定的な事実が発見されたとしても、それ以上の措置はとられないことに注意。
- (6) OSIの実施は、51理事国のうち30以上（絶対数）の賛成で承認される。他方、OSI継続、掘削実施、OSI延長及びOSI終了に関する決定については、「すべての理事国の」と規定されているものの、理事国に欠席があった場合等を踏まえると「出席理事国の（定足数を満たした場合）」と解釈することが妥当と考えられる（執行理事会における定足数は現状規定がないが、CTBTO準備委員会手続規則を参考に、過半数が定足数になると考えられる）。

参照 1. O S I 要請検討

締約国は、O S I の要請を執行理事会及び技術事務局長（D G）に対し同時に行う。D G は当該要請が条約上の要件を満たすかどうかを確認する（第 4 条 3 8、4 0、条約議定書第二部 4 1）とともに、要件を満たしていれば、技術事務局は査察作業準備を遅滞なく開始する（第 4 条 4 0、同 4 1）。執行理事会は、以下のとおり当該要請について検討を行う。

- (1) 締約国からの要請の妥当性及び要請に基づいて、O S I の必要性を検討する。
 - (イ) 理事国の 3 0 以上の賛成を以て O S I を承認する（要請受領後 9 6 時間以内）（第 4 条 4 6）。
 - (ロ) 執行理事会における検討は、核爆発の疑いがあると指摘された事象に関して、それぞれの理事国が I D C から提供されるデータに基づいて、それぞれの責任において判断した結果（条約議定書第一部 1 8）が基になる。
- (2) 主要議題
 - (イ) 条約違反を検証するために、締約国からの要請が妥当かどうか（O S I の必要性）。
 - (ロ) 核爆発の疑いがある事象を核爆発であると判定するための方法が、O S I 以外にないかどうか。その方法の有効性如何。
 - (ハ) 締約国からの O S I 要請に、条約遵守の検証以外の目的が含まれていないかどうか。
- (3) O S I の不承認
 - (イ) 核爆発実験の疑いがないと判断される場合、または核爆発実験の実施が明白である（条約違反）と判断され、O S I が必要ないと認められる場合。
 - (ロ) 締約国からの O S I 要請に、要請権限の濫用が認められる場合（第 4 条 6 7）。

参照 2. 査察作業に係る準備の中止

ある O S I 要請に基づき、執行理事会が O S I を実施しないとの判断を行った場合（O S I を承認しなかった場合）は、査察作業に係る準備が中止されるとともに、それ以後に新たな事実が発見されたとしても、当該事象に対する懸念の解明のために新たな措置はとられない。

参照 3. 経過報告検討

- (1) 査察団からの経過報告（執行理事会の O S I 承認後 2 5 日以内に D G を通じて提出される）に基づいて、O S I 継続の必要性及び妥当性を検討する。
 - (イ) 査察団からの経過報告受領後 7 2 時間以内に、出席理事国の過半数により査察を継続しないことを決定する場合を除き、O S I は継続される

(第4条47)。

(ロ) 執行理事会における検討にあたっては、それぞれの理事国が、査察団からの経過報告及びIMSにおいて、懸念となっている核爆発に伴う放射性核種(核爆発RN)が検知されているかどうかを確認するとともに、それぞれの責任において判断した結果が基になる。

(2) 主要議題

査察団からの経過報告がOSIの必要性がないこと、またはOSIの継続が困難であることを指摘しているかどうかを検討する。

(イ) OSI実施の決定以降、IMSで核爆発RNが検知され、核爆発実験が行われた根拠が整っているかどうか(OSIとの並行実施)。

(ロ) 査察団からの経過報告に、OSIの継続を決定するために十分な根拠(OSI継続の必要性がないこと、またはOSIの継続が困難な理由)があるかどうか。

(3) 査察継続の不承認

IMSで核爆発RNが検知され、条約違反が明らかになった場合、またはOSIの継続が困難な理由・根拠が明白である場合。

参照4. 掘削提案検討

(1) 査察団からの提案に基づいて、掘削の妥当性及び必要性を検討する。

(イ) 出席理事国の過半数による議決により、掘削の承認を行う(提案受領後72時間以内)(第4条48)。

(ロ) 執行理事会における掘削の妥当性・必要性の検討にあたっては、それぞれの理事国が査察団からの掘削提案及びIDCから提供されるデータに基づいて行い、それぞれの責任において判断した結果が基になる。

(2) 主要議題

(イ) OSI期間内に、核爆発RNの有無に係るデータを収集するために、掘削による試料収集が必要かどうか。

(ロ) 爆心地点の位置(経度、緯度及び深さ)が、掘削の条件を設定するために十分な精度及び信頼性をもって推定されているかどうか。

(ハ) 掘削に要する期間はどれくらいか(OSI期間内に掘削を終了させられるか)。

(3) 掘削の不承認

査察団からの提案に記述されている掘削位置(緯度、経度及び深さ)、掘削予定地点の地形及び地質、掘削方法及び手順、試料収集までに要する掘削期間等を検討し、掘削を実施してもOSI期間内に試料採取の可能性がないと判断される場合。

参照5. OSI延長提案検討

OSIの延長は、①掘削の実施(そのための準備期間を含む)に、より時間を要するため、OSIを延長する場合、及び②OSIを延長して爆心地点の位

置（経度、緯度及び深さ）を確定させた後、掘削を実施する場合が考えられる。すなわち、「掘削→OSI延長」の場合と「OSI延長→掘削」の場合がある。

- (1) 査察団からの要請に基づいて、査察延長の妥当性及び必要性を検討する。
 - (イ) 出席理事国の過半数による議決により、OSI延長の承認を行う（要請受領後72時間以内）（第4条49）。最長70日間の期間延長（原則は60日を超えない期間。延長分を合わせると最大130日）。
 - (ロ) 執行理事会における検討にあたっては、それぞれの理事国が、査察団からの延長要請及びIDCから提供されるデータに基づいて、それぞれの責任において判断した結果が基になる。
- (2) 主要議題
 - (イ) 査察団からの提案において、爆心地点の位置（経度、緯度及び深さ）が、掘削の条件を設定するために十分な精度及び信頼性をもって推定されており、OSIの延長に十分な妥当性があるかどうか。
 - (ロ) OSIを延長すれば実施されている掘削が完了し、核爆発RNを検出できるかどうか。
- (3) OSI延長の不承認
 - (イ) OSI期間を延長して掘削を実施（継続）しても、核爆発であると判定するための有効な試料が採取できる可能性が少ないと判断される場合。
 - (ロ) 爆心地点の位置（経度、緯度及び深さ）及び延長期間が明確でない等、OSIの延長に理由がないと判断される場合。

参照6. 査察作業の終了

- (1) 執行理事会によるOSI終了の決定後（OSI継続の不承認後、掘削実施の不承認後、OSI延長の不承認後）または期間満了後（60日または130日）、査察団は当該査察区域から速やかに撤収する。
- (2) 査察作業の終了後24時間以内に、査察団長及び被査察締約国の代表が、査察団による「とりあえずの結果報告」に署名する。
- (3) 上記(2)の後、査察団は被査察締約国から、できる限り速やかに退去する。

参照7. 査察団からの終了勧告の内容検討

- (1) OSIの継続承認後のOSI期間内に、査察団から提出される終了勧告に基づいて、OSIの終了について検討する。
 - (イ) 勧告受領後72時間以内に、出席理事国の2/3以上の多数によってOSIの終了を承認しないことを決定する場合を除き、OSIの期間を満了することなくOSIは終了する（第4条50）。
 - (ロ) OSIの終了は以下の場合が考えられる。
 - (a) 核爆発RNを検出した場合（「条約違反」としてOSIを終了）
 - (b) OSIを続けても核爆発RNが検出される可能性が低い等、OSI続行の理由がない場合

- (c) 被査察国がOSIに非協力的であるため、査察作業が制限され、査察計画に従った活動が実施困難であると判断される場合
- (2) 主要議題
 - (イ) (a) OSI継続後、(b) 掘削実施後、または(c) OSI延長後に、核爆発RNが検知されたことによって、これが条約違反に該当するかどうか。
 - (ロ) 実施された査察作業は、DGが発する査察命令に従って実施すべき事項がすべて行われたかどうか。
 - (ハ) 査察団からの終了勧告が、条約違反またはOSIを続行する理由がないことを証明するための十分な情報があるかどうか。
- (3) OSI終了の不承認
 - (イ) 査察団からの終了勧告は情報が乏しいため、条約違反がないまたはOSIの終了に理由がないと判断される場合。
 - (ロ) 実施すべき査察作業が完了しておらず、核爆発であると判定するための試料採取に必要な事項が残されているため、OSIの終了に理由がないと判断される場合。
 - (ハ) OSIの終了を承認しなかった後は、査察作業を続行することが考えられる(ただし、査察作業の続行にあたっては、具体的な作業実施事項を指示する必要がある)。

参照8. 査察報告検討

- (1) DGから提出される査察報告及び資料に基づき、条約違反の有無及びOSI要請の権利濫用の有無を検討(第4条65)
- (2) 主要議題(第4条62)
 - (イ) 査察団が実施した査察作業及びその結果を検討し、核爆発事象の痕跡を探知するための方法・手段(サーチ・ロジック)に問題はなかったかどうか、核爆発はあったかどうか。
 - (ロ) 被査察締約国からの協力状況はどうであったか(査察区域へのアクセスが十分認められたかどうか等)。
- (3) 必要な場合には、事態を是正するための適当な措置をとる。
 - (イ) 条約違反の場合(第5条)
 - (a) 国際連合への注意喚起
 - (b) 締約国会議への勧告(締約国会議の権限として、(i) 条約に基づく権利及び特権行使の停止に係る決定を行う、(ii) 締約国に対して集団的措置をとるよう勧告する)
 - (ロ) 費用負担、権限停止(OSI要請の権利濫用の場合)
 - (a) (i) 技術事務局が行った準備等OSIに係る費用の支払い、(ii) 一定期間の要請の権利停止、及び(iii) 一定期間の理事国としての任務遂行停止の措置(第4条67)
 - (b) 上記(イ)の措置

- (4) 条約違反及びOSI要請の権利濫用に係る決定にあたっては、具体的な投票数に関する規定はないが、実質事項として、出席理事国の2/3以上の多数による議決（第2条36）と考えられる。

（了）